大館市農作物等獣害防止防護柵設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域から市全域へ拡大・増加傾向にある有害獣による農作物等への被害と農業者の生産減収の防止を図り、もって地域農業の発展に資することを目的に、電気柵設置費用の一部補助に関し、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号)及び大館市財務規則(平成14年規則第26号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。
 - (1)農作物等を出荷又は販売する農業者等であること。
 - (2) 現況が生産を行っている市内の農地であり、市民が所有する土地若しく は市民が生産を行っている土地であること。
 - (3) 本事業の実施について、第6条の規定による承認を受けていること。
 - (4) 市税(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を含む)の 未納が無いこと。
- 2 補助金の交付対象者及びその世帯員(住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族)は、交付を受けた年度から起算して、5年間は本事業の対象になることができない。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助率及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる補助率により算出した額とし、予算の範囲 内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(事業実施計画の承認申請)

- 第5条 本事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、大館市農作物等獣害防止防護柵設置事業実施計画承認申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し提出するものとする。
 - (1) 大館市農作物等獣害防止防護柵設置事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 電気柵の設置場所がわかる位置図等

(3) 電気柵設置に必要な資材の購入等に要する見積書等

(事業実施計画の承認(不承認)通知)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、当該申請の内容を審査し、 大館市農作物等獣害防止防護柵設置事業実施計画承認通知書(様式第3号)に より申請者に審査結果を通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第7条 本事業により取得した財産は、交付を受けた年度から起算して5年間は 市長の承認を受けないで交付の目的に反して、使用し、譲与し、交換し、貸付 けし、又は担保に供してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

補助対象作物等	補助対象経費	補助率等		
果樹、野菜、比内地鶏	電気柵設置に必要な資材	2分の1以内とし、		
を出荷又は販売目的で生	購入等に要する経費	100,000円を上限とする。		
産しているもの				

大館市農作物等獣害防止防護柵設置事業実施計画承認申請書

年 月 日

大館市長 様

 申請者 住所

 氏名

 電話番号

大館市農作物等獣害防止防護柵設置事業補助金交付要綱第5条第1項の規定 に基づき、事業実施計画の承認を受けたく申請します。

【添付書類】

- 大館市農作物等獣害防止防護柵設置事業実施計画書
- ・電気柵の設置場所がわかる位置図等
- ・電気柵の設置に必要な資材の購入等に要する見積書等

様式第2号(第5条関係)

大館市農作物等獣害防止防護柵設置事業実施計画書

事業計画

所有者氏名	所在地 地 番	現況 地目	現況地籍 (㎡)	設置延長 (m)	市確認 (地目)
				m	
				m	
				m	
				m	
				m	
				m	

【現況確認希望年月日】 年 月 日 午前・午後 時頃

- ○欄が足りない場合は、複製して使用してください。
- ○申請者の立ち会いのもと市が現況確認を行うため、申請日から30日以内の 日で希望する年月日及び時間を記載してください。
- ○申請者と所有者が違う場合は、所有者の同意を得ると伴に、賃貸借契約等が ある場合はその写しを添付してください。
- ○所在地は登記簿上のものを記載してください。
- ○現況地籍 (m) 及び設置延長(m)は計画のものを記載してください

様式第3号(第6条関係)

大館市農作物等獣害防止防護柵設置事業実施計画承認(不承認)通知書

年 月 日

様

大館市長印

年 月 日付けで申請のあった事業実施計画については、大館市大館市農作物等獣害防止防護柵設置事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次の条件を付し承認(不承認)します。

※この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。